ここでは、お客さまの預金保険制度に関する疑問や質問にお答えします。

○ 預金保険の対象となる預金のうち、保護される金額を具体的に教えてください。

A

平成17年3月までと平成17年4月以降に保護される預金等の金額の例は次のようになります。

平成17年3月まで――当座預金、普通預金、別段預金は全額保護されます。

(例1)1つの金融機関のある支店に元本1,300万円の普通預金および元本1,500万円の定期預金がある場合



(例2)1つの金融機関の複数の支店に元本200万円の普通預金および元本合計1.300万円の定期預金がある場合



金融庁・預金保険機構作成「預金保険制度(預金保護のしくみ)」より

- ○預金保険の対象となる預金等のうち当座預金・普通預金・別段預金以外について
 - (1)金融機関毎に預金者1人あたり、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。
 - (2) 元本1,000万円を超える部分とその利息等は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。

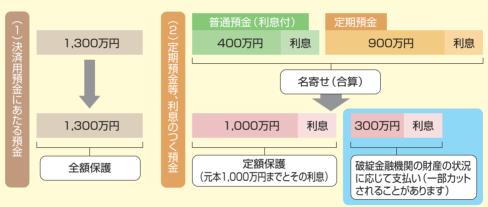
預金者が受け取ることができるのは、1,000万円だけではありません。

○預金保険対象外の預金等について

破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます(一部カットされることがあります)。

平成17年4月以降——決済用預金にあたる預金は全額保護されます。

(例1)1つの金融機関のある支店に元本1,300万円の決済用預金にあたる預金、元本400万円の普通預金 (利息付)および元本900万円の定期預金がある場合



(例2) 1つの金融機関の複数の支店に元本200万円の決済用預金にあたる預金、元本400万円の普通預金 (利息付) および元本900万円の定期預金がある場合



金融庁・預金保険機構作成「預金保険制度(預金保護のしくみ)」より

1預金者について、全額保護される預金を除き、1,000万円を超える預金等がある場合、 付保預金額の確定はどのような手順で行われるのですか。



保険対象預金等のうち、全額保護される預金以外の預金等が元本1,000万円を超え、かつ、複数の預金等が存在する場合には、預金保険法で定められた次のような優先順位により、元本1,000万円を確定することとなっています。

- ①担保権の目的となっていないもの
- ②弁済期(満期)の早いもの
- ③弁済期(満期)が同じ預金等が複数ある場合は、金利の低いもの
- (4)金利が同じ預金等が複数ある場合等は、預金保険機構が指定するもの
- ⑤担保権の目的となっているものが複数ある場合は預金保険機構が指定するもの なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等がある場合、当該預金者の積立分も含め付保預金額を 確定しますが、付保預金を確定するための優先関係については、加入者個人の預金等が優先されます。

(例1) 定期預金について、下記の条件の場合の優先順位

			4	
種類	担保設定の有無	満期日	金利(%)	優先順位
定期預金	無	平成17年10月1日	0.015	1
定期預金	無	平成17年10月1日	0.020	2
定期預金	無	平成17年12月1日	0.010	3
定期預金	有	平成17年 7月1日	0.050	4

() 家族名義の預金等はそれぞれ別々に保護されるのですか。



家族であっても、夫婦・親子はそれぞれ別の法的主体であるため、その名義に従い別個の預金者として取扱われ、それぞれ別に保護されます。ただし、家族の名義を借りたに過ぎない預金等は、他人名義預金として保護の対象外となります。

4 ペイオフや預金保険制度に関する資料・情報の入手方法は。



当行では、お客さまの疑問・不安にお答えするために、『ペイオフ相談窓口』を設置しております。専門のファイナンシャル・プランニング技能士がさまざまなペイオフや預金保険制度に関する相談に丁寧・的確にお答えします。詳しくは、推進部個人営業課までお問い合わせください。また、当行本支店窓口に預金保険制度のリーフレットを備え付けております。

■お問い合わせ先 ―

推進部個人営業課 TEL022-225-8602

受付時間:月~金曜日 9:00~17:00(土日祝日を除きます。)

■関連ホームページもご覧下さい。

預金保険機構 http://www.dic.go.jp/ 金 融 庁 http://www.fsa.go.jp/ 金融広報中央委員会 http://www.saveinfo.or.jp/